# 特定個人情報保護評価書(基礎項目評価書)

評価書番号	評価書名
27	公営住宅の管理に関する事務 基礎項目評価書

#### 個人のプライバシー等の権利利益の保護の宣言

東秩父村は、村営住宅に関する事務における特定個人情報ファイルの取扱いにあたり、特定個人情報ファイルの取扱いが個人のプライバシー等の権利利益に影響を及ぼしかねないことを認識し、特定個人情報の漏えいその他の事態を発生させるリスクを軽減させるために適切な措置を講じ、もって個人個人のプライバシー等の権利利益の保護に取り組んでいることを宣言する。

特記事項

#### 評価実施機関名

埼玉県東秩父村長

### 公表日

平成28年1月4日

[平成26年4月 様式2]

#### I 関連情報

_I 関連情報	
1. 特定個人情報ファイル	を取り扱う事務
①事務の名称	公営住宅の管理に関する事務
②事務の概要	公営住宅法等の規定に則り、 健康で文化的な生活を営むに足りる住宅を整備し、これを住宅に困窮する低額所得者に対して低廉な 家賃で賃貸し、又は転貸することにより、国民生活の安定と社会福祉の増進に寄与することを目的とす る。 特定個人情報ファイルは、以下の場合に使用する。 ①公営住宅入居時の入居資格確認(所得要件・在住要件等) ②公営住宅入居時の家賃決定 ③入居後の収入報告書の申請・各種所得情報の照会
③システムの名称	システムなし(エクセルファイル) 中間サーバー・ソフトウェア
2. 特定個人情報ファイル	名
入居者情報ファイル	
3. 個人番号の利用	
法令上の根拠	番号法第9条第1項、別表第一の第19、35項 並びに内閣府・総務省令第18条、第26条
4. 情報提供ネットワーク	
①実施の有無	<ul><li>&lt;選択肢&gt;</li><li>(選択肢&gt;</li><li>1)実施する</li><li>2)実施しない</li><li>3)未定</li></ul>
②法令上の根拠	(別表第二における情報照会の根拠) 番号法第19条7号、別表第二の第31、54項 並びに内閣府・総務省令第22条、第28条 (別表第二における情報提供の根拠) なし ※情報提供ネットワークシステムによる情報提供は行わない
5. 評価実施機関における	5担当部署 · · · · · · · · · · · · · · · · · · ·
①部署	産業建設課
②所属長	産業建設課長 神田 典仁
6. 他の評価実施機関	
7. 特定個人情報の開示	・訂正・利用停止請求
請求先	東秩父村役場 総務課 住所:埼玉県秩父郡東秩父村大字御堂634番地 Tel:0493-82-1254
Q 特定個人情報ファイル	(の) 取扱し) に関する問令せ
8. 特定個人情報ファイル 連絡先	の取扱いに関する問合せ 東秩父村役場 総務課 住所:埼玉県秩父郡東秩父村大字御堂634番地 ℡:0493-82-1254

## Ⅱ しきい値判断項目

1. 対象人	数					
評価対象の	事務の対象人数は何人か	[ 1,000人未満(任意実施) ]			<選択肢> 1) 1,000人未満(任意実施) 2) 1,000人以上1万人未満 3) 1万人以上10万人未満 4) 10万人以上30万人未満 5) 30万人以上	
	いつ時点の計数か					
2. 取扱者	数					
特定個人情報	特定個人情報ファイル取扱者数は500人以上か		500人未満	]	<選択肢> 1) 500人以上	2) 500人未満
	いつ時点の計数か					
3. 重大事	故					
	内に、評価実施機関において特定個人 5重大事故が発生したか	]	発生なし	]	<選択肢> 1) 発生あり	2) 発生なし

## Ⅲ しきい値判断結果

しきい値判断結果

特定個人情報保護評価の実施が義務付けられない

変更箇所

項目	変更前の記載	変更後の記載	提出時期	提出時期に係る説明